

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和4年1月19日(2022.1.19)

【公開番号】特開2020-123481(P2020-123481A)

【公開日】令和2年8月13日(2020.8.13)

【年通号数】公開・登録公報2020-032

【出願番号】特願2019-14364(P2019-14364)

【国際特許分類】

H 01H 36/00(2006.01)

10

H 01H 11/00(2006.01)

H 01H 13/00(2006.01)

G 01L 1/14(2006.01)

【F I】

H 01H 36/00 K

H 01H 11/00 G

H 01H 13/00 C

H 01H 36/00 J

G 01L 1/14 J

20

【手続補正書】

【提出日】令和4年1月11日(2022.1.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板と、

30

前記基板上に配置された導電性の第1ランドと、

前記第1ランド上に配置された誘電部材と、

上方から押下されていないときの前記誘電部材との間の距離が所定の離隔距離となるよう前に前記誘電部材の上方に前記誘電部材から離隔して配置され、上方から押下されることに応じて前記誘電部材との間の距離が前記離隔距離よりも短くなる可とう性の導電部材と、前記基板上に配置され、前記第1ランド、前記誘電部材及び前記導電部材を封止する封止シートと、

前記第1ランドに電気的に接続された第1電極と、

前記導電部材に電気的に接続された第2電極と、

を有する感圧スイッチ。

40

【請求項2】

高さが前記離隔距離である枠状の平面形状を有し、前記誘電部材と前記導電部材との間に配置されることで、前記誘電部材と前記導電部材とを前記離隔距離だけ離隔するスペーサ枠部材を更に有する、請求項1に記載の感圧スイッチ。

【請求項3】

前記基板と前記封止シートの間に上枠部材を更に有する、請求項1又は2に記載の感圧スイッチ。

【請求項4】

前記第1ランドと絶縁されるように前記基板上に配置された導電性の第2ランドと、

前記基板上に配置され、前記第1ランド、前記第2ランド、前記誘電部材及び前記導電部

50

材を収容する収容部が形成される外枠部材と、
前記第2ランドと前記導電部材とを電気的に接続する接続部材と、を更に有し、
前記接続部材は、前記外枠部材の内側面に沿って配置され、
前記導電部材は、前記誘電部材上に配置される本体部、及び前記本体部から前記外枠部材
の方向に延伸して前記接続部材に電気的に接続する突出部を有する、請求項1～3の何れか一項に記載の感圧スイッチ。

【請求項5】

前記基板上に配置され、前記第1ランド、前記誘電部材及び前記導電部材を収容する収容部が形成される外枠部材と、
前記基板、前記第1ランド、前記外枠部材、前記誘電部材、及び前記導電部材を収納する 10
導電性の収納ケースと、を更に有し、
前記導電部材は、前記誘電部材上に配置される本体部、及び前記本体部から前記外枠部材
の外側面まで延伸して収納ケースに電気的に接続する突出部を有する、請求項1～3の何れか一項に記載の感圧スイッチ。

20

30

40

50